

下関市教育委員会

議案第13号

下関市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について

上記の議案を提出する。

令和8年3月27日

下関市教育委員会

教育長 磯部 芳規

下関市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について

下関市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を別紙のとおり定める。

提案理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法第77号）第8条に基づき、計画を策定するもの。

(案)

下関市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 4 月
下関市教育委員会

目次

1	計画の趣旨・状況	2
2	目標	3
3	計画の期間	4
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	6

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

下関市では「ふるさと下関」への誇りと愛情を育む教育の充実を目指すとともに、「わくわく」が止まらない「学び」の充実・発展を目指して、未来を拓く人づくりを進めている。

これらの目標を達成するためには、教育職員が子供たちとしっかりと向き合い、関わり合うことができるよう、すべての教育職員が心身ともに健康でやりがいをもって職務を遂行できるような環境づくりが欠かせない。

本計画を確実に実施することで、教育職員の業務負担の軽減と時間外在校等時間の縮減を実現し、教育職員における【**学びの専門職としての「働きやすさ」と「働きがい」の両立**】を目指すものである。

そして、そういった環境で力を発揮する教育職員による学校教育の質の向上を通じた、すべての子供たちへのよりよい教育の実現へとつなげていく。

(2) 本市の状況

○本市では、所管する学校の教育職員については「下関市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」において、高校の教員は「下関市立高等学校教員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例」により山口県立高等学校の教員の例によることとし、在校等時間の上限を定めるとともに、事務処理等における ICT の積極的な活用、教職員の意識改革、柔軟な勤務体制の整備、学校閉庁日の設定等の取組により、その時間の縮減に取り組んできた。

○こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	33.6時間	26.7%	1.8%
中学校	39.7時間	36.8%	5.9%
高等学校	47.1時間	42.5%	7.5%

○時間外在校等時間が45時間を超える割合が、小学校26.7%、中学校36.8%、高等学校42.5%と高くなっている。学年・学級に関する業務や校務分掌に関する業務の負担感が大きくなっており、適切な役割分担や分掌の配置を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

○こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、本計画を策定するものである。

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標 【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
(※地域クラブ活動の指導に携わる者は月平均80時間以下にする。)
- ・ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

	令和10年度末目標	令和6年度
1箇月時間外在校等時間が 45時間以内の割合	100%	【小】73.3% 【中】63.2% 【高】57.5%
1年間における1箇月時間 外在校等時間の平均時間	30時間程度	【小】33.6時間 【中】39.7時間 【高】47.1時間

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい（ワークエンゲイジメント）等に関する目標 【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。【小中13.8日 高15日】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を11%まで減少させる。
【小中13.5% 高11.5%】
- ・ ストレスチェックにおける「自分の仕事に誇りを感じる」への肯定的な回答の割合を90%以上にする。【小中84.7%】
- ・ ストレスチェックにおける「仕事をしていると活力がみなぎるように感じる」への肯定的な回答の割合を60%以上にする。【小中57.8%】

	令和10年度末目標	令和6年度
年間の年次有給休暇の平均取得 日数	15日以上	13.8日 【高】15.0日
ストレスチェックにおける高ス トレス者の割合	11%以下	13.5% 【高】11.5%
「自分の仕事に誇りを感じる」 への肯定的回答の割合	90%以上	84.7%
「仕事をしていると活力がみなぎるよう に感じる」への肯定的回答の割合	60%以上	57.8%

※「ワークエンゲイジメント」とは、仕事から活力を得て、仕事に誇りを感じ、職員がいきいきと仕事をしている状態を示す指標で、ストレスチェックにおける質問項目の「仕事をしていると活力がみなぎるように感じる」と「自分の仕事に誇りを感じる」が該当する。

※高校は、下関市で実施したストレスチェックで該当する部分のみ。

3 計画の期間

令和8年度～令和10年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○文部科学大臣が定める指針を踏まえ本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が登校する時間の見直しを推進。保護者・地域住民による通学路の見守り活動を促進する。

◇放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された際の対応（「3分類」②関係）

- ・放課後から夜間などにおける校外の見回りについては、青少年補導委員が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計への回答（「3分類」⑥関係）

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査等の回答に係る事務負担を軽減する。

◇学校プールの管理（「3分類」⑨関係）

- ・学校プールの管理について、児童生徒数や施設の状況等を総合的に考慮し、可能な学校について民間委託を検討していく。

◇部活動（「3分類」⑬関係）

- ・令和9年度から、原則休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図る。
- 高校においては、外部指導者の導入を促進し、負担を軽減する。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・ 授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員の配置を拡充する。
- ・ 授業支援ツールや自動採点技術等を活用することによって、授業準備や成績処理等に係る負担を軽減する。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑰関係）

- ・ 特別支援教育支援員、医療的ケア支援員、こころのアシスタント（不登校対策支援員）等について、学校への配置を拡充する。
- ・ 高校においては、相談員を配置する。

（2）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で、真に必要な時数となるように設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編制されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・ 当初の狙いが形骸化し、十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

（3）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ 50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して、職場環境の改善を推進する。
- ・ 年次有給休暇について、まとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して、取得を促進する。
- ・ 令和8年度中に、学校における定時退校日を月1回以上設定するよう推進し、夏季休業期間中に4日間（週休日・祝日を含めて9日連続）の閉庁日を設定する。

学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務
① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 ② 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等） ④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 ⑤ 保護者からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	⑥ 調査・統計等への回答 ⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 ⑧ ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 ⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 ⑩ 校舎の開錠・施錠 ⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮 ⑫ 校内清掃 ⑬ 部活動	⑭ 給食時間における対応 ⑮ 授業準備 ⑯ 学習評価や成績処理 ⑰ 学校行事の準備・運営 ⑱ 進路指導の準備 ⑲ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

※「学校と教師の業務の3分類」2025.9.26 文部科学省資料より

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会会議及び総合教育会議において報告することとする。
- ・学校での児童生徒等の支援にあたる人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、各校の出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り、指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。